

# 2026 年度 第 1 回ポイントレース

## 帆走指示書(SI)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、RRS 60.1 を変更している。

### 1 規則

1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。

1.2 RRS42 違反に対し、RRS 付則 P を適用する。

1.3 付則 T を適用する。

### 2 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日最初の予告信号の 60 分前までに公式掲示板に掲示される。但し、レース日程の変更は、発効する前日の 19 : 00 までに掲示される。

### 3 選手とのコミュニケーション

3.1 競技者への通告は、新居浜マリーナ艇庫前レースオフィスに設置された公式掲示板に掲示される。

### 4 行動規範

4.1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

### 5 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発せられる信号は、艇庫前に設置されたポールに掲揚する。

5.2 [NP] [DP] 音響信号 1 声と共に「D旗」が掲揚された場合は、「予告信号は、D旗掲揚の 30 分以降に発する。」を意味する。艇は、「D旗」が掲揚されるまで出艇してはならない。「D旗」がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにのみ適用する。

5.3 個別のレースに対して「A P旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタートは、延期されていることを意味する。

## 6 レース日程

6.1 レースは以下の通り実施する  
5月31日(日)  
9:30 OP クラス 第1レース予告信号

6.2 最大5レースを実施する。

6.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6.4 14:25 より後に予告信号を発しない。

## 7 クラス旗

7.1 クラス旗は、以下のとおりとする。

OP クラス……………『OP』旗

## 8 レース・エリア

8.1 レース・エリアは、添付図1の海面とする。

8.2 「添付図1」のレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、RRS61.4(b)(1)を変更している。

## 9 コース

9.1 SI 付属文書添付図2の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 10 マーク

10.1 添付図2で示すマーク1は、オレンジ色の球形ブイとする。

10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号船とポートの端にある黄色の細い円柱形ブイとする。

10.3 フィニッシュ・マークは、「オレンジ旗」と「青色旗」を掲揚しているレース委員会の信号船と黄色の細い円柱形ブイとする。

10.4 SI 12 規定される新しいマークは、緑色の円錐台ブイを使用する。

## 11 スタート

- 11.1 レースは、RRS 26 を用いてスタートさせる。
- 11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にある「オレンジ旗」を掲揚しているポールとポートの端にあるスタート・マークの間とする。
- 11.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。〔NP〕〔DP〕
- 11.4 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS) 』と記録される。

これは付則 A 5.1 と A 5.2 を変更している。

## 12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

## 13 フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に『オレンジ旗』を掲揚しているポールと、フィニッシュ・マークの間とする。

## 14 タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 マーク 1 のタイム・リミット、レース・タイム・リミット (RRS 35 参照) およびフィニッシュ・ウィンドウを下表に示す。

| クラス    | マーク 1 の<br>タイム・リミ<br>ット | レース・<br>タイム・リミ<br>ット | フィニッシ<br>ュ・<br>ウィンドウ | ターゲットタ<br>イム |
|--------|-------------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| OP クラス | 20 分                    | 60 分                 | 15 分                 | 40 分         |

- 14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

- 14.3 最初の艇が、コースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュ

しなかった (DNF) 」と記録される。この項は、RRS 35、A4 および A5 を変更している。

- 14.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS61.4(b)(1) を変更している。

## 15 審問要求

- 15.1 抗議締切時刻は、そのクラスの最終レースのレース終了時刻後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後とする。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 15.2 審問要求の様式は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる。
- 15.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者及び証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。
- 15.4 委員会による抗議の通告を、RRS 60.2(a)(2) に基づき伝えるために掲示する。
- 15.5 SI 1.2 に基づき、RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。
- 15.6 [NP] と記載された帆走指示書の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、RRS 60.1 を変更している。
- 15.7 審問再開は、判決を通告されてから 15 分以内とする。この項は、RRS 66 を変更している
- 15.8 最終日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは、RRS 63.7 を変更している。

## 16 得点

- 16.1 得点方式は、RRS 付則 A に規定された「低得点方法」を適用する。
- 16.2 シリーズの成立には、1 レースを完了することが必要である。
- 16.3 完了したレースが、4 レース未満だった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。完了したレースが、4 レース以上だった場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い方から 1 つの得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 16.4 SI 17 申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることは

ない。この項は、RRS 60.5 (b)、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、SI 17.2 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、SI 17.3 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

## 17 申告[NP][DP]

- 17.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。
- 17.2 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8 時 30 分から当該クラスの「D 旗」掲揚 10 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。
- 17.3 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。16.4 レースの中止または延期により帰着した場合も、中止または延期信号を発してから 60 分後までに帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、SI 17.2 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.4 出艇しない艇、リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。
- 17.5 海上にてリタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意味を近くの委員会船に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに SI 17.3 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

## 18 安全規定

- 18.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、RRS61.4 (b) (1) を変更している。
- 18.2 470 級、420 級を除き、艇は自らの安全のために、マスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

## 19 乗員の交代と装備の交換

19.1 [DP] 競技者の交代は、レース委員会による事前承認なしでは許可されない。交代の要請は、最初の妥当な機会（ただしレースの後でも可）に、その委員会に行わなければならない。

19.2 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面による承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会（ただしレースの後でも可）に、その委員会に行わなければならない。

## 20 装備と計測のチェック

20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

## 21 ごみの処分

21.1 ごみは、大会運営[または支援者]船に渡してもよい。

## 22 賞

22.1 賞を次のとおり与える。  
各クラス 賞状 1位

## 23 リスク・ステートメント

23.1 RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

## 24 保険

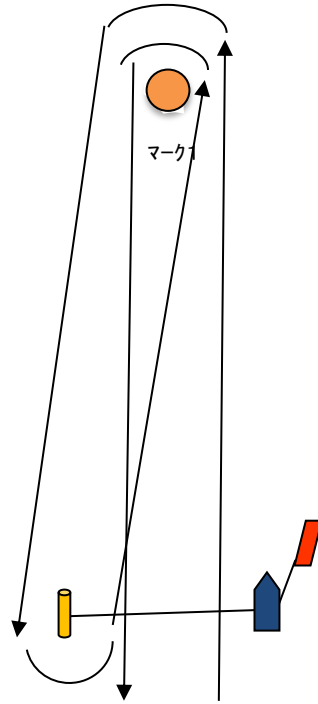
24.1 有効な第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

添付図1 レースエリア



添付図2 見取り図

**OP 級 A クラス (S-1-スタートアウター-1-F)**



**OP 級 B クラス (S-1-F)**

